

医薬総発 0220 第 1 号
令和 7 年 2 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「薬局における疾患別対応マニュアル ～患者支援の更なる充実に向けて～」及び「薬剤使用期間中の患者フォローアップ ～適正な薬物治療共同管理計画に向けたフォローを実施するために～」の公表について

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬分業の進展、調剤機器の充実や医療環境等の社会的な変化が著しい中で、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～」(令和4年7月11日)において、薬局薬剤師の対人業務の充実のため、医療計画における5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)に関して、疾患ごとに求められる薬剤師の対応について、標準的な手引きの作成を進めるべきと示されたところです。

今般、令和5年度厚生労働省委託事業「薬局における疾患別対人業務ガイドライン作成のための調査業務」により、薬局における対人業務の充実に向けた参考となるよう、「薬局における疾患別対応マニュアル ～患者支援の更なる充実に向けて～」を作成し、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/5shippeiguide.html>)に掲載いたしました。

また、本マニュアルに関連して、厚生労働科学研究費補助金「薬剤師の職能のための薬学的知見に基づく継続的な指導等の方策についての調査研究」(令和2～4年度)(研究代表者:東京薬科大学 薬学部 教授 益山光一)において、調剤後のフォローアップ事例の収集、フォローアップによる効果検証、日本薬剤師会が作成し公表した「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」(第1.2版:日本薬剤師会)の改訂(研究班版の作成)等が行われています。

薬局薬剤師による調剤後のフォローアップの実施に当たり、本手引きを参考することが提示されており、本マニュアルに加え、改訂後の当該手引きも参照できるよう、併せて厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/5shippeiguide.html>) に掲載いたしました。

貴職におかれては、内容について十分に御了知の上、関係部局、管内市町村（特別区を含む。）を始め、貴管内の薬局、医療機関等の関係団体等に対し、患者フォローアップの取組に当たり、本マニュアル及び手引きを活用いただきますよう、周知方、お願いいたします。